

## ベースアップ評価料の算定について

当院では、地域における医療従事者の賃金水準を引き上げるため、厚生労働省が定める「ベースアップ評価料(I)」を算定しております。これにより、看護職員、視能訓練士、その他の医療従事者の給与引き上げ(ベースアップ)を実施しております。なお、本加算に伴い、患者様の窓口負担額が変更になる場合がございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。